

別紙

新規就農者育成総合対策のうち就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（研修農場の整備）における研修機関等の認定基準について

1 就農準備資金・経営開始資金及び農地の受け手確保に向けた新規就農者誘致環境整備事業（以下、誘致環境整備事業という。）（研修農場の整備）における研修機関等は、次に掲げる基準を全て満たすものとする。

(1) 研修を着実に実施し、就農準備資金の交付対象者及び誘致環境整備事業（研修農場の整備）により整備した研修農場における研修生（以下、研修生という。）が円滑に就農できるよう、関係機関や関係団体等と連携し適切な指導・助言を行うことができること

(2) 次世代を担う農業者となることについて強い意欲を有している就農希望者の就農意欲やニーズに応えることができる以下の研修実施体制、研修カリキュラム等が整備されていること

ア 研修実施体制

(ア) 定款、規約・設置要領等へ研修について明記していること（先進農家等のうち法人化されていない農業経営体においては、(イ)の研修のスケジュール及びカリキュラムを整備していることで可とする。）

(イ) 研修をマネジメントする機能及びその人材等を有しており、年間・月間スケジュール及び実践的な研修カリキュラムが整備されていること

(ウ) 研修を実施する上で必要な講師や指導者を確保しており、また、必要な施設・機械等を備えていること（派遣研修先を含む）

イ 研修期間

概ね1年以上かつ概ね年間1,200時間以上であること。ただし、原則1日8時間を超えないこと。また、一定の休憩時間（研修時間が6時間を超えれば45分以上、8時間を超えれば1時間以上の休憩を研修時間の途中に与えること）及び休日（毎週1日以上又は4週間を通じて4日以上の日を与えること）を確保すること

ウ 研修内容

就農に必要な技術や知識を習得させるため、以下の研修内容を総合的かつ体系的に設定していること

(ア) 栽培管理等の生産技術・知識に関する研修

(イ) 農業機械・機器・施設の操作方法・整備・安全対策に関する研修

(ウ) 販売・流通・マーケティングの知識、帳簿や財務諸表の作成、労務管理等の農業経営に関する研修

(3) 研修生の健康管理、事故防止に十分配慮できること

(4) 研修生の研修実施状況について適切な評価ができること

(5) 新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知）に基づき交付主体及び交付対象者が行う手続等に対する協力が可能であること

(6) その他、公序良俗に反する行為を行っていない等、研修生を育成する研修機関として適切であること

2 令和3年度までに、都道府県が「農業次世代人材投資事業（準備型）及び就職氷河期世代の新規就農促進事業における研修期間等の認定基準について」（令和2年1月30日付け元経営第2510号就農・女性課長通知）に基づき認定した研修機関等については、1の基準を全て満たしたものと見なすことができる。